

一般社団法人日本ろうあ者卓球協会

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・中長期基本計画を策定し、Webにて公開してある。	(1)中長期基本計画
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	・中長期計画を策定し、若手を増やし持続的可能な組織をすることを公言している。	(1)中長期基本計画
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・すでに策定し、事業年度ごとに貸借対照表、活動計算書、財務諸表を公表している。	(1)貸借対照表 (2)活動計算書 (3)財務諸表
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・理事会規定に外部理事の目標割合25%以上、女性理事の目標割合40%以上で設定をしている。 ・現在、理事14名のうち、外部理事1名在籍している。（外部理事：7%） ・現在、理事14名のうち、女性理事3名在籍している。（女性理事：21%） 外部理事の目標割合25%以上、及び女性理事の目標割合40%以上達成するために理事の体制をスリム化し、構築する必要がある。 ・目標割合の達成に向けた具体的な方策 ①理事の定員数15名を10名に減らす。（2021年12月の臨時総会で定款を変更する予定。） ②次回役員改選時(2021年12月)に定款理事10名にて、1名の外部理事（10%）、2名の女性理事（20%）を選任する予定。 ③次々回の役員改選時までには理事総数の増減を検証し、達成できる仕組みを構築する。	(1)理事会規定 (2)役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・当協会では評議員を設置していないため、この項目は該当しない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・アスリート委員会を設置し、年に1回開催している。 ・アスリート委員長が理事に就任している。	(1)アスリート委員会規定 (2)アスリート委員会会議議事録
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・組織図の通り、理事長、監事、事務局長、事業部、強化部など役員がそれぞれ配置している。 ・強化部においては専門知識を持ったトレーナーを配置している。	(1)組織図

一般社団法人日本ろうあ者卓球協会

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・就任する年の4月1日現在で満70歳未満でなければならないと理事会規定に記載している。 当会では、70歳以上の理事は在籍していない。	(1)理事会規定
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	・原則として在任が通算10年を超えることができないと理事会規定に記載している。	(1)理事会規定
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 ・当該理事がIFの役職者である場合や業務上不可欠である特別な事情がある場合のみ、10年を超えて在任できると理事会規定に記載している。 ・現在、通算10年を超えている理事が2名在籍しているが、次回役員改選時（2021年12月）、適切に評価し、激変緩和措置の適用可否を検討する。	(1)理事会規定
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・役員選考委員会は設置してある。 ・委員は3名以上、5名以下で構成する。 ・委員の選出は理事長が指名して、理事会の承認を得て委嘱する。	(1)役員候補者選考委員会規定
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・倫理規定の第4条に法令及び当協会の定める規則を遵守しなければならないと記載している。	(1)倫理規定
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・その他組織運営に関して強化部規定を整備している。	(1)強化部規定
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・事務局規定に業務に関する規定を整備している。	(1)事務局規定
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・旅費、謝金並び報酬などに関する規定を整備している。	(1)旅費、謝金並び報酬などに関する規定

一般社団法人日本ろうあ者卓球協会

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・財産に関するもので国内出張旅費規程、海外旅費規程、弔慰見舞金規定を整備している。	(1)国内出張旅費規程 (2)海外旅費規程 (3)弔慰見舞金規定
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・定款の第8章計算に剰余金の分配の禁止、残余財産の帰属を記載している。	(1)定款
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程 その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	・強化部規定にて規定済である。 ・国際大会においては、事前に選考基準を公表している。	(1)強化部規定 (2)デフリンピック選考基準
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・組織内に審判部がないため、審判に関する規定は整備していない。 ・現在、審判部を設立するあたり人材確保等で検討している。(2022年3月末まで目標)	
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルート を確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせ をできる体制を確保すること	・財務会計に関しては税理士に相談できる体制になっている。	
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・現在、コンプライアンス委員会設立を検討中である。	
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公 認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・コンプライアンス委員会に弁護士を配置する予定。	
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・実施していないが、コンプライアンス教育を実施する。(2021年12月実施する予定。) またコンプライアンス委員会を成立した後も継続する。	

一般社団法人日本ろうあ者卓球協会

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・JPC主催のインテグリティ研修会に選手及び指導者が参加し、研修を行った。	(1)令和2年度JPCインテグリティ研修会実施要項(1月16日)
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・当協会には審判員の組織がないため、2021年12月までに審判部を設立し、コンプライアンス教育を実施する。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・顧問として税理士を配置しており、日常的にサポートができる体制になっている。	(1)役員名簿
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・税理士の指導、助言を得て、財務・経理の処理を行っている。	
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・助成元の規定に沿って、適切に処理を行い、助成元における監査を行っている。	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・貸借対照表、財務諸表をJDTTAのHPにて公表している。	(1)JDTTAのHP
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・デフリンピック選考基準をJDTTAのHPにて公表している	(1)JDTTAのHP
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・9月26日の理事会終了後の翌日に開示予定である。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・倫理規定の第4条の5に「役員及び職員は、補助金、助成金などの経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない」と記載している。	(1)倫理規定

一般社団法人日本ろうあ者卓球協会

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	・倫理規定に記載している。	(1)倫理規定
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・事務局内に通報窓口を設置している。	(1)懲戒処分規定
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・弁護士、及び会計士などの有識者の整備を行っていない。 ・今後、弁護士、及び会計士を整備する予定。	(1)懲戒処分規定
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	・JDTTAのHPにて「懲戒処分規定」を公表している。	(1)JDTTAのHP
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・倫理規定を修正し、弁護士配置をできるように推進する。	
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・懲戒処分規程にスポーツ仲裁の利用ができる旨を記載しているが、日本スポーツ仲裁機構が解決すると明記していないため、懲戒処分規定の第15条の3項に追記した。	(1)懲戒処分規定
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・懲戒処分規定の第15条に「当協会の登録者が処分決定に不服がある場合には、当該登録者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して代表理事の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申し立てを行うことができる。」と記載している。	(1)懲戒処分規定
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・危機管理マニュアルを策定していない。 ・災害が発生したときの中止基準及び危機管理マニュアル作成、検討中である。(2022年3月末まで)	

一般社団法人日本ろうあ者卓球協会

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・過去4年間で不祥事が起こっていないため、この項目は該当しない。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・過去4年間で不祥事が起こっていないため、この項目は該当しない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・当協会では地方組織が存在しないため、この項目については該当しない。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・当協会では地方組織が存在しないため、この項目については該当しない。	